

随意契約の事後公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	「広報なばり」配布業務委託
2. 発注室	広報シティプロモーション推進室
3. 契約日	令和5年4月1日
4. 契約期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
5. 契約金額	16 円 / 部
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	<p>当業務は、市の広報誌を速やかに全戸配布するために必要な配布業務である。広報の全戸配布は、月1回、年12回の発行を基本とした市役所の情報提供アイテムであり、発行時に速やかに配布作業に当たる必要があります。</p> <p>このため、市内各地における各家庭にお届けするにあたり、各地域の状況などを熟知している必要があること、また、配布作業にかかる雇用創出の観点などにより、高齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）及び過年度から当作業に精通している下記事業者と令第167条の2第1項第3号により随意契約しました。</p>